

「男女共同参画条例の策定に関する意見等」の要約・抜粋

【A委員】

1. 田辺市が男女共同参画条例を策定する意義は大きく、地域社会の多様性や公平性を推進する基盤となります。すべての市民が平等に機会を得られる社会づくりは、地域の持続可能な発展になると思います。
2. 田辺市ならではの課題(例：伝統的な性別役割意識、少子高齢化、地域コミュニティの維持)を考慮した具体的な取り組みが求められます。田辺市の実情に即した柔軟な条例が必要だと思います。
3. 条例が単なる理念に留まらず、実際の行動や政策に反映されることが重要です。そのためには、行政だけでなく企業、教育機関、市民団体など多様な主体が関与する体制づくりや進捗状況を評価する仕組みが必要だと思います。
4. 条例策定で、市民の意見を十分に反映されることが重要です。ワークショップやパブリックコメントなどの機会を活用し、多様な声を取り入れることが必要だと思います。
5. 性別に基づく固定観念の解消には、継続的な教育と啓発が不可欠です。特に若者層への教育機会の充実や、地域コミュニティの対話の場を設けることが必要だと思います。

【B委員】

男女共同参画条例については、田辺市としても本格的に実施を考える時期に来ていると思います。そのため、条例の設置の可否について検討する小委員会を設け、本格的な検討に移っていくべきです。

とにかく審議の場をきちんと持つことが大事だろうと思っています。

【C委員】

田辺市には「男女共同参画プラン」「人権尊重のまちづくり条例」があり、それらに沿って各種施策が進められてきたことは大変評価できます。

が、一方「男女共同参画条例」についても必要性は長年さまざまな議論が交わされてきた経過があり、時代が大きく変化する中で、今一度検討することは意義あることだと思っています。

市独自の条例があれば、市民や地元企業にとってより身近で実効性のある施策が実施できます。

上乘せ、横出しをすることで、本市の実情に合った“田辺らしい、具体的な取組を推進できるのではないのでしょうか。

まずは小委員会を作って条例制定について話し合うのが良いと思っています。

【D委員】

前回の説明で「田辺市人権尊重のまちづくり条例」の策定の経過の中で出てきた意見により他の条例は必要ないような方針に至ったというような説明でしたが、それは到底納得はできるものではありませんでした。

以前なぜ男女共同参画条例を策定しないのかとの質問に対して「まずは人権全般の推進を図る条例が必要であり、それで不十分、足らざるがあるのであればあらためて作ることも吝かではない」というお答えも頂いていましたが、今回の説明では全くその必要性もないようなお答えでした。

そもそも男女共同参画社会基本法は、人権の尊重と21世紀の最重要課題として少子高齢化に対応していく方策として、日々の生活の中で男女どちらかに負担の偏ることのないように、男女が共に能力を発揮していくことの必要性から制定されたものです。

全国的に男女共同参画条例の策定がメインストリーム化されていて、それに同調するだけでなく、市町村においては、各自治体の重要課題の対策となる必要があります。

私がこれまで学習してきた過程において、災害に直面した時、日頃の家庭・社会の在り方において男女共同参画が進んでいれば防災・減災につながることから女性の視点からの災害に強い社会の実現が必須であることが常に報告されています。

令和2年5月に内閣府から公表された「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」の実践こそが各自治体の真価が問われることになると思います。これは、田辺市にとって確実にやってくると言われている南海トラフ巨大地震への備えとして重要課題ではないでしょうか。

このようなことから現在の田辺市の他がどうであれ、プランさえ着実に実施していけば良いんですという立場を崩さない市の姿勢には憤りさえ感じます。

長年、男女共同参画の推進に懸命に取り組んで来た市民にとっては、率先して進めようとするのを阻む壁になっているようにさえ感じます。

今後、懇話会の小委員会の中で条例の必要性をもっとしっかりと議論していくことは、大変大事なことでと思います。

【E委員】

田辺市男女共同参画懇話会設置要綱の第1条に「男女共同参画社会の形成の促進に資するため・・・」とあり、また第2条に「・・・促進に関する施策及び重要事項を審議し、その結果を市長に報告する」とあります。

私がこれまで懇話会に出て、『第3次田辺市男女共同参画プラン』の策定を除いて、大半の時間が市からの報告とそれに関する質疑応答だったように思います。Cの評価は「市庁舎内審議会等の女性比率が目標値に達することができなかった。」と「農業振興課の女性の農業経営者への説明と認定農業者数」です。

先日の会議で、「男女共同参画の成果はどうか。」の質問に対して、なるほど男性の育休取得率や小中学校の女性管理職率が少しずつ進んでいるでしょうが、このような報告が中心では男女共同参画社会の形成の促進に十分だとは思いません。日本は世界の、和歌山県は日本の、田辺市は和歌山県の、男女共同参画社会の形成について行けてないのではないのでしょうか。かつて委員を務めた方から、「懇話会は形式的で有効ではなかった。」という意見を聞きました。

私たち委員は、もちろん市からの報告を受け意見を言う必要がありますが、それだけではなくどのようにすれば男女共同参画社会の形成が促進されるのか、条例を作る方が効果的なのか等、を考える必要があります。そのためにも小委員会で原案を作成し、約20人の委員で審議してその結果を市長に報告することが私たちの任務と考えます。

私は男女共同参画条例の策定が必要だと考えます。田辺市人権尊重のまちづくり条例があるからといって、重複するものではないと思います。むしろその中で、現在の田辺市の男女共同参画（もちろんすべての人）に絞って、その理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにする必要があります。私は、将来このような条例のいない社会になれば、その条例をなくせばいいと思いますし、そうなることを望んでいます。

【F委員】

まず、男女共同参画の推進は、地域が持続的に発展していくために欠かせない大切な取り組みだと思っており、今回の条例の策定を心から願っています。

ただその際、田辺市ならではの特色もぜひ条例に反映していただけたらと感じています。田辺市は熊野信仰の精神が息づく地域で、「誰もが受け入れられる、やさしい文化」が根付いている場所です。ですので、「男女の平等」という枠にとどまらず、「多文化共生」や「誰もが安心して暮らせるまちづくり」といった、より広い視点での条例づくりが望ましいのではないかと思います。

近年は外国からの移住者も増えており、観光や地域の産業の担い手としても大変重要な存在になってきています。他の自治体の例では、たとえば京都市が「男女共同参画」と「多文化共生」を結びつけて条例を見直すなど、時代の変化に合わせた工夫がされています。田辺市でも、外国人住民やLGBTQの方々、さまざまな家庭の形を尊重する視点が盛り込まれることで、より開かれた、思いやりのある条例になるのではないのでしょうか。

また、条例には子どもたちへの視点もぜひ加えていただきたいと思っています。性別にかかわらず、すべての子どもが安心して学び、育ち、自分らしく未来を描けるような社会の実現は、まさに男女共同参画の基本でもあります。

さらに、田辺市は人口が少なく、少子高齢化も進む中で、どう地域を元気に保っていくかが重要な課題だと感じています。いつ起きてもおかしくない災害への備えにおいても、性別や立場にかかわらず誰もが役割を担い、助け合える地域づくりが求められます。女性や子ど

も、障がいのある方、外国人など、さまざまな立場の人が安心して避難・生活できるような配慮も、条例の中に盛り込んでいただけると心強く思います。

また、「男女共同参画」という言葉そのものが少し堅く感じられる方もおられるかもしれませんが。熊野の精神を活かして、「おたがいを認め合い、支え合う社会」や「やさしさに包まれたまちづくり」といった、より親しみやすくあたたかい表現を取り入れることで、市民の皆さんにとっても身近な条例になるのではないのでしょうか。

【G委員】

- ・取り組みの内容があまりに細分化されすぎるとどうかな？と感じています。
- ・事務局をお願いします。

3月末で委員の交替もある様な話しもあったので、今回のまとめをプリントして現委員の方々に届けばと希望します。

【H委員】

「世界観 変わった」と目にしました。ある大学の教員（男性）がロングスカートで教壇に立たれました。

思い起こしてみてください、江戸時代の男女の服は着物姿でした。色柄の違いはあってもスタイルで性別の区別は見られませんでした。

県では令和6年に「青少年・男女共同参画課」の課名を「多様な生き方支援課」に名称変更されました。関係する「和歌山県男女共同参画センター」も「和歌山県ジェンダー平等推進センター」と変更になりました。

“アンコンシャスバイアス”と目に耳にします。男は女はこうでなければと言う役割分担などの思い込みが無意識の偏見に繋がります。

本来は誰かに示唆(法等)されることなく渡り鳥の様にリーダーがいなくても同じ方向に動ける「群知能」を各々に持ち合わせるとフェーズ・フリーで認め合えると思っています。

ある公園で「防災ベンチ」を目にしました。「平時」は休めるベンチとして「有事」には座面を取って煮炊きのできるカマドになります。何時でもどんな時でも男女や高齢者や子どもや障がい者や健常者に分け隔てなく利用できます。

“無意識の偏見”を排除して、アンコンシャス・バイアスを梅の産地の田辺の「ええ塩梅(アン・バイ)」と置き換えてお互いに支援していきたいですね。

オレゴン州立大学 スーダン・K・ガーデナー は説いています。

“ 平等は全員に靴を与え、公平は一人ひとりの足に合う靴を与える ” 腑に落ちるのは私だけでしょうか？”

【I 委員】

- ・「田辺市男女共同参画プラン」が成果を上げ、よりよい結果を出すために、「男女共同参画条例」を策定することは良いと思いますが、新たに策定しなくとも、今ある「田辺市人権尊重のまちづくり条例」を改正することで対応できないか検討してみてもは、と思います。
- ・条例等の実効性をはかるため、効果ある啓蒙の方法を検討する。

【J 委員】

人権の中で男女だけを取り出したら、他の所（外国人など）とバランスがよくないのではないか。

地域として明らかな目的がはっきりしているのであれば、男女共同参画条例の策定を進めていってもよいのではないか。

【K 委員】

前回の懇話会での話の中で

- ① 男女共同参画条例の策定が不要であるとする意見の理由として、
田辺市の人権への取組の現状に鑑み、個別条例の制定により、あらゆる人権問題の解消を謳う「(人権尊重の) まちづくり条例」の理念がかえって薄まるおそれがあるとのこと
- ② 一方で、策定が必要であるとの意見としては、
「まちづくり条例」があるとはいえ、現状は男女共同参画がまだまだ個別の施策として不十分であるから

ということであったと理解しております。

今後、もし可能であれば、

- ① について、男女共同参画条例の制定により、人権施策全体にとって具体的にどのような障害がどの程度生じると想定されるのか
 - ② について、男女共同参画条例を制定するとした場合、盛り込むべき内容として、まちづくり条例と異なるどのようなものが必要であると考えられるか
- それぞれ、詳しい方のご意見を聞いてみたいと思います。

【L 委員】

男女共同参画について国の方針が明確になってからの数十年で、大きく前進していると感

じます。女性の登用や、様々な制度の策定などの変化を見てまいりました。少なくとも「能力があるのに女性だから」という理由で様々な場面で参画できないことは、近時ではなくなっていると感じていますし、時の流れとともに、大半の意識も変革されており、今後、そのような差別は更に減少していくと思います。

個別事情を考慮しつつ、取り組んでいくものであり、数値的目標などに繋がりがねない「条例の策定」には違和感を感じます。

「田辺市人権尊重のまちづくり条例」が施行されているなか、「男女参画」だけ、個別に条例を策定されなければならないような、危機的、緊急的な問題があるとも思えず、男性、女性の特性や個々のライフプラン等に配慮し、当人たちにも十分に納得を得た参画になればと考えます。

田辺市が優先して取り組むべき課題はたくさんあり、限りのある田辺市職員の労働時間を使うことも考えれば、これまでの取組でよいのではないかと考えます。

【M委員】

先日の会議や、それ以前からも「男女共同参画に係る取組・推進が、まだまだできていない、不足している。だからそれを補うために男女共同参画条例の制定が必要」との趣旨の意見が一部の複数委員から出されています。

しかし、取組ができていない点は何か、不足している点は何かという課題点を具体的かつ明確にした上で、現行の「人権尊重のまちづくり条例」や「男女共同参画プラン」のもとで、その課題を解決するためにはどうすればよいか、どのような手法、取組が必要かという「本質的な」議論がなされていません。

すでに取組の指針となる「人権条例」や「プラン」があるなかで、現状課題の明確化や、解決に向けた議論もされずに、またさらに新しい条例を制定するための議論や作業に時間と労力を費やすことは、あまりにももったいなく、方向性に疑問を感じます。

課題解決のための施策や手法は、新しい条例制定によらなくても、定期的なプランの見直しや、行政組織内や懇話会、その他様々な集まりの場での協議や意見交換の場で見いだせるはずです。またそのための懇話会です。男女の個別条例の制定により、「できていない」、「不足している」課題がたちまち解決するものでもないでしょう。

決して男女条例の制定を完全に否定するものでありませんが、男女条例策定の必要性を議論する前に、まずは現状（現行条例、プラン）のもとでの有効な議論を望みます。

【N委員】

・一市民・懇話会委員として、市職員と共にプランを進めていく為にどう協働できるか、という視点に欠けていたと思いました。

・「田辺市人権尊重のまちづくり条例」で男女共同参画の視点に欠けるところとはどの点なのか？

その辺りの意見を出してもらって話し合いをすすめ、次の「人権尊重のまちづくり条例」の改訂の際、盛り込んでもらうよう要請すればいいのではないか？

独自に策定する労力を考えれば、プランもあり、条例も作る意義はあまり大きくないと思う。

【〇委員】

この間、市の職員さんが言っていた通りに、条例は基本的に、地域における特質な問題に対処するために、つくるものだと思います。

人権条例は、この地域の歴史的な人権課題に取り組んだ先人の方々の意思などを包括的にまとめたものと解釈しています。

市の職員さんが言っていた通りに、第3次田辺市男女共同参画プランは、内容として細部にわたりしっかりしていると個人的には感じています。

そして、人権条例のように罰則を設けるわけではない条例では、男女共同参画プランが同じ役割を果たしていると感じています。

個人的には、この間、研修会で“アサーティブ・コミュニケーション”というのを見て、とても感心しました。

会場で、何人かの女性の方々が、「自分を表現してもいい」的な内容に、喜んでいるよう感じました。

男女共同参画社会基本法第二条の一の、“自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され”ってところに呼びかける良い内容と感じました。

公衆の盛り上がる的には、こういった研修会がとても効果があるよう感じました。